

中小企業者等への助成措置について

○ 経済環境適応資金制度（環境・省エネ）の概要

対象者	中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者（ただし愛知県信用保証協会の保証対象業種に限る）であって県内に工場等を有して事業を営んでいる方
内容	経済環境適応資金利用時に、返済時の金利負担の一部を利子補給する。
融資の対象となる施設	例 水質汚濁関係：汚水処理施設、合併処理浄化槽 測定機器関係：水質自動計測機器、排水流量計
融資限度額	支払利子額の60% 5,000万円 等 （組合は一律6,000万円）
融資期間／ 融資利率	5年／年1.6% 7年／年1.7% 10年／年1.8%
利子補給率	利子支払額の60% （ただし融資額5,000万円を上限として利子補給を行う。）
返済方法	措置1年以内・元金均等月賦返済を原則とする。
担保	原則として要しない。ただし、県信用保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
信用保証	原則として県信用保証協会の信用保証を必要とする。

○ 農業近代化資金の概要

対象者	農業経営の改善を図ろうとされている方
用途	施設、機械資金 新植、改植資金 家畜購入等資金 認定農業者等は長期運転資金も対応
融資率及び限度額	認定農業者・集落営農組織 事業費の100%以内 (個人1,800万円) (法人3,600万円) その他の担い手 事業費の80%以内 (個人1,800万円(特認2億円)) (法人2億円)
償還期限	15年以内
貸付利率	0.08%

認定農業者： 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の指標等を内容とする基本構想を策定し、この指標の達成を目指して農業者自らが作成した「農業経営改善計画書」が市町村に認定された農業者をいう。認定農業者には各種支援措置が講じられる。

○ 農畜産業振興事業費補助金の概要

補助金の種類	補助対象経費	補助率
家畜糞尿処理対策事業費補助金	農業者の組織する団体が家畜糞尿処理対策事業実施要領に基づき行う次の機械施設の設置に要する経費につき、市町村が補助するに要する経費 1 たい肥生産施設、浄化処理施設 2 排せつ物等攪拌・運搬機械、たい肥施用機械・器具等	間接補助事業費の1/3以内 ただし、間接補助事業者当たり補助額10,000千円を限度とする。